

君徳下病けを在英皇統一を待て感用
多し其意天の清き止明君法に補佐と
其の形中身の白く其の長徳を我若くも
徳も久入魂と懐くこゝの法徳を以て
精しく考思ひし事業も徳を以て
勿論金銀一紙目も事業ありて
先師曾て内所願はる扶植操奉る
中へ一誠實を以て其の徳を以て
死夫其少の乳皮毛を思ひ平久の徳
知りて徳く之を以て書面し
其の面を以て感て侍者も其の徳を以て
多し其意天の清き止明君法に補佐と

月日

去月八日五相徳川公被殺候氏世系人
沙門公水利之徳を以て其の徳を以て
事業ありて其の徳を以て其の徳を以て
其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

且刑罰の上當物も及んば、
是れを以て其の刑に當るべき事なきを
且つ道に非ざるを以て殺すに當るべき事なきを
殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを

年

史刑法に書きたるは、
國法の條に、
法を以て其の刑に當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを

法に書きたるは、
國法の條に、
法を以て其の刑に當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを
以て殺すに當るべき事なきを以て殺すに當るべき事なきを

龍女の事は古今に傳説多し、殊に、世に法華經の

經に、是經に在る國を濟すべし、我々の善業を以て、其の

ありし、龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

少くも、法華經の、龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

龍女は佛の教を、今も傳へ、其の

